

あなたのくらしをまもる 国民健康保険

国保年金課 国保係 ☎0566-71-2230



使ってみよう ジェネリック医薬品(後発医薬品)



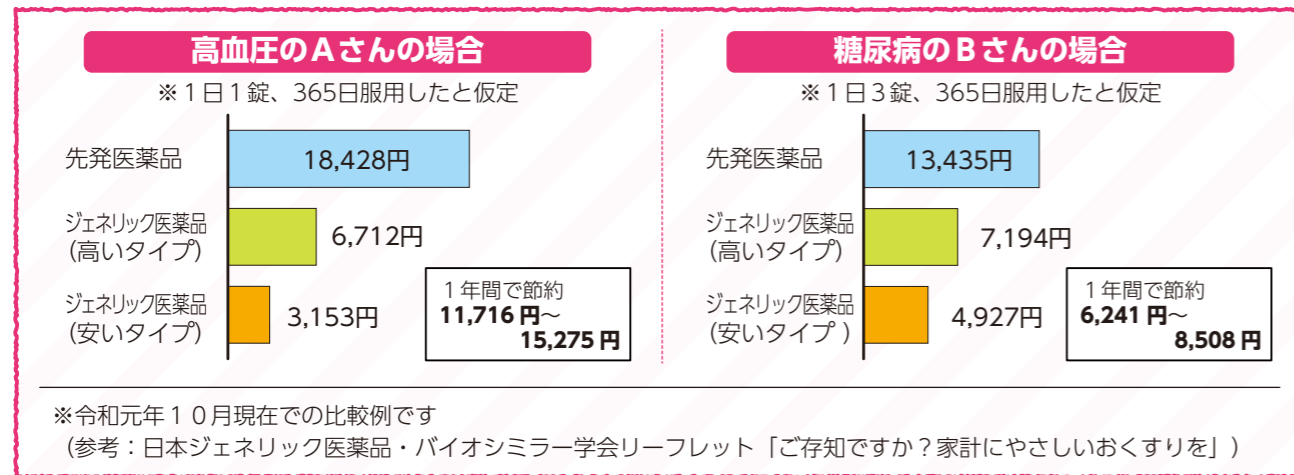
◆ジェネリック医薬品って？

「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」とは、先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に製造・販売される薬のことで、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、同等の効き目がある」と認められた医薬品です。

◆どんなメリットがあるの？

ジェネリック医薬品は開発コストが少ないため、一般的に先発医薬品よりも低価格です。

<先発医薬品とジェネリック医薬品の薬代の比較例(自己負担割合が3割の場合)>



慢性的な病気によって薬を長期間服用する場合などは、ジェネリック医薬品の使用で、薬代を大幅に削減できる可能性があります。また、普段から薬代を節約することは、安城市国保全体の負担軽減につながります。

ジェネリック医薬品に変更するとどのくらい安くなるのか、計算できるインターネットサイトもありますので、参考にしてください。

ジェネリック医薬品 検索・試算のGenecal (ジェネカル) <http://www.genecal.jp/>

⚠️ 留意事項

- すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局に在庫がない場合や、医師の判断により、切り替えできない場合もありますので、予めご了承ください。
- 窓口で支払う金額は、薬代のほかに調剤技術料や薬剤管理料などが含まれます。このため、ジェネリック医薬品に切り替えて薬代自体の価格が下がっても、支払額が減らない場合があります。切り替え前後の支払額については、医師・薬剤師にご確認ください。

◆ジェネリック医薬品のギモン

Q. 効き目や安全性は大丈夫？

A. ジェネリック医薬品の開発にあたっては、医薬品メーカーにおいて様々な試験が行われており、それによって先発医薬品と効き目や安全性が同等であることが証明されたものだけが、厚生労働大臣によって承認されています。

効能や効果・用法・用量は基本的には変わりなく、製品によっては先発医薬品よりも飲みやすくなるように薬の大きさや味、においを改良したり、湿気や光に弱いなどの品質面の改善による保存性の向上など、よりよく工夫されたものもあります。

ただし、添加物など、必ずしも先発医薬品と同じとは限りませんので、切り替え後は体調の変化に注意して、異常が現れた場合はすぐに医師や薬剤師に相談しましょう。



Q. 使用するにはどうしたらいいの？

A. ジェネリック医薬品を希望する場合、病院・診療所・保険薬局で医師・薬剤師にそのことを伝えてください。

また、希望の意思を医師・薬剤師に伝えられるカードケース(「ジェネリック医薬品希望」と記載あり)を、安城市役所国保年金課国保係の窓口で、無料で配布しています。保険証だけを入れるケースと、保険証・高齢受給者証などをセットで持ち運べるケースの2種類がありますので、必要な方はお申し出ください。



保険証のみ

保険証・高齢受給者証セット

安城市国保では、ジェネリック医薬品に切り替えると薬代を下げられる可能性のある方に、「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています。

(注：一定の条件で抽出してお送りしていますので、全ての方に届くとは限りません。また、このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。)

交通事故などの治療に**国民健康保険**を使う場合には

安城市への届出が必要です!



交通事故などの第三者行為によるけがや病気の治療費は、本来、加害者が負担しなければいけません。保険会社での手続きに時間がかかるなどの事情がある場合には、治療を優先するため、国民健康保険を使うこともできますが、その場合には届出が必要です。

第三者行為とは?

第三者（加害者）の故意または過失によって死傷することです。

例①▶交通事故



例②▶スキー・スノーボード・サーフィンによる事故



例③▶子どもやペットによる加害行為



例④▶ケンカ・傷害事件



第三者行為によるけがや病気で医療機関にかかるときは、**必ず安城市国保にご連絡ください。**

※通勤途中や業務上のけが・病気については健康保険は使えません。

「第三者行為による傷病届」等の書類を送付しますので、必要事項をご記入のうえ届出をお願いします。

「第三者行為による傷病届」の迅速な提出を!

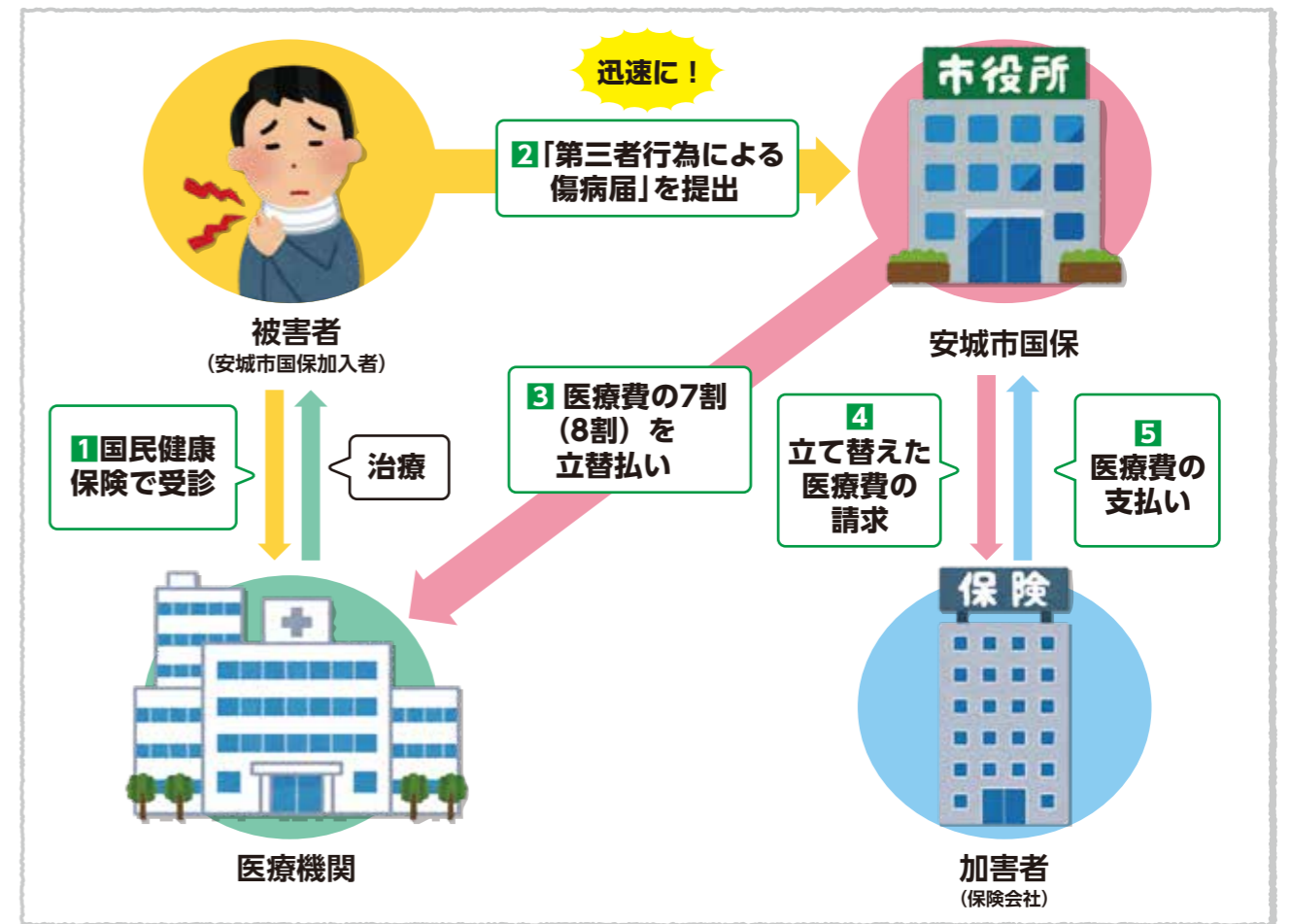


国民健康保険証を使って治療を受けた場合、もともと加害者が負担すべき治療費を安城市国保が立て替えたこととなります。安城市国保から加害者（保険会社）にその治療費を請求するため、請求に必要な書類（「第三者行為による傷病届」）の提出をお願いします。

注意

示談する前に必ず届出をしてください。

示談を結んでしまうと、加害者が支払うべき治療費を保険者として請求できなくなる場合があります。



届出に必要なものは?

ご連絡いただきましたら、**1~5**の書類を送付しますので、必要事項をご記入のうえ**6**と合わせてご提出ください。

- 1 第三者行為による傷病届
- 2 事故発生状況報告書
- 3 念書（兼同意書）
- 4 人身事故証明書入手不能理由書…物件（物損）事故の場合
- 5 委任状兼同意書…福祉医療を受給している場合
- 6 交通事故証明書…原本又は保険会社が原本証明したもの



問い合わせ先 安城市役所 国保年金課 国保係 TEL (0566) 71-2230